審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根　拠　条　項：第５９条第１０項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第６条（運搬証明書の再交付）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：